

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社Cに採用され、運転手として、引越し配送、ホームセンター等への商品配送等の業務に従事していたところ、入社まもなくの同月〇日、倉庫内で転倒し右手首をアスファルト地面に打ち負傷し（以下「本件事故」という。）、当日、D整形外科クリニックに受診、翌日にはE病院に受診し「右橈骨遠位端骨折、右尺骨茎状突起骨折」と診断され、加療している。

請求人は、本件事故による負傷の療養中の平成〇年〇月〇日、不眠等の症状が出現したとしてF病院に受診し、同年〇月頃「うつ病」を発病したと診断されたため、精神障害を発病したのは、本件事故が原因であるとして、監督署長に対して、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は本件事故以前に発病したものであり、本件事故との間に相当因果関係は認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、本件事故による負傷については労災認定を受け、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）となり、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に、

障害補償給付の請求をしたところ、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級と認定された。請求人は、障害等級について、審査官に審査請求をしたが、審査官は、同年〇月〇日付けでこれを棄却している。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、平成〇年〇月に不眠や不安の症状が出て、同年〇月頃「うつ病」を発病したと主張しているので、以下のとおり検討する。

労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）作成の意見書によれば、要旨、請求人は本件事故以前の平成〇年〇月〇日Gクリニックに受診して、既にうつ病と診断されており、本件事故発生時も療養継続中であつたことから、発病時期は、本件事故発生以前であると述べている。

請求人の症状経過及び医証等に照らすと、当審査会としても、請求人の精神障害は、本件事故発生以前に発病し、寛解していなかったとする専門部会の意見を妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人らは、本件事故が原因で精神障害を発病したと主張するが、上記(1)で判断したとおり、請求人は、平成〇年〇月〇日にうつ病と診断されており、請求人の精神障害は本件事故前に発病していたものであることから、請求人らの主張を採用することはできない。

なお、認定基準によれば、精神障害を発病していた場合であっても、認定基準別表1（以下「別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、悪化した部分について、業務上の事由によるものと認められる可能性があるが、本件事故自体は前腕の骨折で平成〇年〇月〇日から同月〇日まで入院するという事故であり、後に平成〇年〇月右橈骨抜釘術を経て同年〇月〇日症状固定し、後遺障害は右手関節の機能障害と局部の神経症状であり、その程度は、障害等級第12級に相当するものであることから、本件事故は、別表1の「特別な出来事」の「心理的負荷が極度のもの」として例示する「生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした」には該当しないことは明らかである。

したがって、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) また、請求人らは、本件事故による後遺障害の程度について縷々主張するが、請求人の後遺障害の程度の評価は、同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価されることから、請求人本人の受け止めを基準として評価するものではない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。